

## 報告第 2 号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 24 年 5 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

## 専決第 8 号

### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 24 年 5 月 7 日

三朝町長 吉 田 秀 光

### 三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和 45 年三朝町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(保健事業等)</p> <p>第7条 三朝町は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(保健事業等)</p> <p>第7条 三朝町は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。